

令和8年1月15日

申請者（総合教育部以外） 各位

北海道大学総長

令和7年度後期 入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免の判定結果について（通知）

このことについて、入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免の対象者を決定しましたので、お知らせします。

申請者は、所属学部・学院等の担当窓口で「決定通知書」を受領してください。なお、所属学部・学院等により、「決定通知書」を郵送又はメールで交付する場合があります。

入学料減免の判定結果が全額減免とならなかった者（入学料徴収猶予のみ申請者を含む）は入学料、授業料減免の判定結果が全額減免とならなかった者は授業料について、決定通知書に記載されている金額を別紙により納付してください。

○入学料及び授業料の納付について

入学料**(1) 納付方法**

- ①所属学部・学院等の担当窓口から「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取ってください。
- ②納付期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取ってください。
- ③「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」に貼り付けて、担当窓口
に提出してください。

(2) 納付期限 ※納付期限内に入学料を納付しない場合は「除籍」となります。**【入学料減免（徴収猶予）申請者】**

- ・半額減免又は減免不許可となった者で、徴収猶予不許可となった者

令和8年1月28日（水）

- ・半額減免又は減免不許可となった者で、徴収猶予許可となった者

令和8年2月27日（金）

【入学料徴収猶予のみ申請者】

- ・徴収猶予不許可となった者

令和8年1月28日（水）

- ・徴収猶予許可となった者

令和8年2月27日（金）

授業料**(1) 納付方法**

「授業料納入のお知らせ」を令和8年1月中旬に保証書の「請求書の送付先」（外国人留学生は連絡先届出書の「学生連絡先」）に指定の住所へ郵送する予定です。振込依頼書（金融機関での振込）による納付の場合は、振込依頼書が同封されていますので、当該振込依頼書により授業料を納付してください。

(2) 納付期限

【口座振替（引落）による納付】※令和7年12月31日（水）までの登録者が対象

引落日 **令和8年1月27日（火）**

【振込依頼書（金融機関での振込）による納付】

振込期限 **令和8年1月30日（金）**